

ID: 209

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市老人クラブ設置条例施行規則 第2条		
例 規 番 号	平成18年規則第95号		
<p>【根拠条文】 (利用の申請及び許可) 第2条 条例第5条第2号及び第3号の利用者は、福祉施設利用許可申請書(別記様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市老人クラブ設置条例第5条の規定による。 (対象者) 第5条 老人クラブの利用対象範囲は、名寄市に居住する次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) おおむね年齢60歳以上の者 (2) 前号による利用者がいない場合は、地域の町内会、婦人会、子供会等の団体が利用することができる。 (3) 年齢を問わず市長が特に認めた者 			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日